

令和7年8月1日から福岡市国民健康保険の保険証が
マイナ保険証が資格確認書に変わります。



マイナ保険証の利用登録をしている人は、 マイナ保険証で受診してください。

- マイナ保険証の利用登録をしている人には、「**資格確認書**」は交付されません。
マイナ保険証で受診してください。ご自身の一部負担金割合や、高額療養費区分を知りたい場合は、マイナポータルの健康保険証のページでご確認ください。
- 毎年7月下旬頃に、保険資格の内容を記載した「資格情報のお知らせ」を送付します。
※ 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証が使えない医療機関・薬局では、マイナ保険証と併せて窓口に表示することで、受診できます。
- 75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度に加入することになりますが、引き続き、マイナ保険証で受診することができます。
- マイナ保険証の利用登録を解除した場合は、「資格確認書」を交付します。
※ 介護が必要な高齢者や障がいのある人などマイナ保険証での受診が困難な人は、利用登録を行ったまま申請により、「資格確認書」の交付を受けることができます。



Q 医療費が高額になったときは？

- 医療機関の窓口で支払う医療費は、マイナ保険証で受診すると、申請手続きなく自己負担限度額が適用されます。※ 保険料に未納がある場合は、適用できない場合があります。

マイナ保険証を持っていない人は、 資格確認書で受診してください。

- マイナナンバーカードを持っていない人や、マイナナンバーカードを持っていてもマイナ保険証の利用登録をしていない人には、「**資格確認書**」を交付します。「資格確認書」を医療機関・薬局の窓口に表示することで、これまでの保険証と同様に受診できます。「資格確認書」には有効期限があります。
有効期限が切れた「資格確認書」では受診できません。



※ コピーしたものは使えません。

- 毎年7月下旬頃に、「資格確認書」を送付します。令和7年度は「桃色」です。
- 70歳から74歳までの人には、一部負担金割合を記載した「資格確認書」を交付します。
※ 一部負担金の割合が変更となった場合は、新しい「資格確認書」を送付します。

Q 医療費が高額になったときは？

- 医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示することで、自己負担限度額が適用されます。住所地の区役所(出張所)保険年金担当課へ限度額適用認定証の交付を申請してください。市ホームページでも申請できます。
※ 保険料に未納がある場合は、発行できない場合があります。

詳しくは、市ホームページで確認するか、住所地の区役所(出張所)保険年金担当課へお尋ねください。